



平成 23 年 3 月 30 日

各 位

社 名： 株 式 会 社 ア ー ク  
代 表 者 名： 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 荒 木 壽 一  
(コード番号： 7873 東証第一部・JASDAQ)  
問 い 合 せ 先： 常 務 取 締 役 土 生 田 充 功  
TEL： 06 (6260) 1801

## 当社子会社の民事再生手続開始の申立て

### 及び債権の取立不能のおそれに関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社サトーセン（以下、「サトーセン」といいます。）は、平成 23 年 3 月 30 日開催の同社取締役会において、民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日付で、大阪地方裁判所に申立てを行いましたので、下記の通りお知らせ致します。また、これに伴い、同社に対する債権について取立不能のおそれが生じたので、併せてお知らせ致します。

#### 記

#### 1. 民事再生手続開始申立ての理由

サトーセンは、創業以来、電子部品事業とめっき事業という二つの事業を中心に経営を続けてまいりましたが、売上高の7割程度を占める電子部品事業については、樹脂製品や銅をはじめとした地金類の原材料価格の高騰および高止まりに加え、企業間における競争激化の影響により、売上高が低迷するようになりました。また、粗鋼・液晶フィルムへのめっきを主要製品とする特化事業についても、主要顧客である鉄鋼メーカーの粗鋼生産量が、原油をはじめとした資源価格の高騰や米国サブプライムローン問題およびこれに引き続くリーマン・ショックに端を発した世界的な信用収縮への懸念などにより減少したことにより、サトーセンの受注も大きく減少しました。こうした大幅な売上の落ち込みや競争の激化により厳しい経営状況が続いていく中、サトーセンは経営努力を続けてまいりましたが、事業を継続するために講じた数々の資金調達に伴う有利子負債の負担が重く、このまま事業を続けても、やがては事業を廃止しなければならない事態となることが予想されたため、思い切った財務体質の改善によって経営を立て直すべく、民事再生手続によって事業の再建をはかることが最善と判断し、民事再生手続開始の申立てに至った次第です。

#### 2. 負債総額

1,989 百万円（平成 23 年 2 月 28 日現在）

#### 3. 当該子会社の概要

(1) 商 号	株式会社サトーセン
(2) 代 表 者	代表取締役社長 作田 和彦
(3) 所 在 地	大阪府大阪市西成区玉出西 2-20-65
(4) 設 立 年 月 日	昭和 25 年 2 月 21 日
(5) 主 な 事 業 の 内 容	めっき加工・各種プリント配線基板の製造販売
(6) 決 算 期	3 月 31 日
(7) 従 業 員 数	156 名（平成 22 年 9 月 30 日現在）
(8) 資 本 金	205 百万円

(9) 発行済株式総数	3,770千株
(10) 大株主構成	株式会社アーク 3,504千株（所有割合 92.94%）
(11) 当社との関係 資本関係	当社は株式会社サトーセンの発行済株式の 92.94%を保有しております。
人的関係	社外監査役西澤實氏は、当社監査役であります。
取引関係	特になし
関連当事者への 該当状況	株式会社サトーセンは当社の連結子会社であります。

(12) 最近事業年度における業績の動向

	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
売上高 (千円)	3,499,991	2,963,582	2,603,503
営業利益 (千円)	46,041	△260,005	△18,835
経常利益 (千円)	1,084	△281,290	△6,809
当期純利益 (千円)	△2,194	△302,907	23,230
1株当たり当期純利益 (円)	△0.60	△80.33	6.16
総資産 (千円)	2,843,053	2,520,539	2,500,300
純資産 (千円)	671,115	349,596	374,786
1株当たり純資産 (円)	177.99	92.72	99.40
1株当たり配当金 (円)	2.0	0.0	0.0

4. 債権の取立不能のおそれの発生について

サトーセンが民事再生手続開始の申立てを行ったことにより、当社のサトーセンに対する債権に取立不能のおそれが生じております。当社のサトーセンに対する債権の種類及び金額は以下のとおりです。

貸付金 50 百万円

上記に加え、当社はサトーセンの金融機関からの借入に対して保証債務 1,413 百万円を負担しております。

5. 今後の見通し

サトーセンが平成 23 年 3 月 30 日付で民事再生手続開始の申立てを行ったことによる今期の業績への影響は現在精査中であり、詳細が判明次第、速やかに開示致します。

(ご参考)

申立ての概要

- (1) 申立日 平成 23 年 3 月 30 日
- (2) 監督命令 同日
- (3) 弁済禁止等の保全命令 同日
- (4) 管轄裁判所 大阪地方裁判所

(5) 申立代理人

大阪市中央区北浜二丁目3番9号 入商八木ビル2階  
堂島法律事務所

弁護士 中井 康之

弁護士 野村 祥子

弁護士 奥津 周

弁護士 木上 望

(6) 監督委員 大阪市中央区高麗橋4-4-9 淀屋橋ダイビル2階

弁護士法人大阪西総合法律事務所

弁護士 石井 教文氏

以 上